

自動車交通事業法施行令其の他に就て

江口已年

自動車交通事業法の制定に伴つて自動車運輸事業及自動車道事業に関する基本法制は確立せられたのであるが、最近迄之が施行に必要な附屬命令が完備しなかつた爲昭和六年四月法律の公布以來既に二箇年以上を空しく経過した。

法の公布の際本誌にも簡単に説明して置いた様に之が制定に伴つた権限上の難問題が附屬命令の制定にも附隨したものである。併し漸く内務、鐵道兩省間の妥協も成立し本年八月一日勅令第二百十九號を以て自動車交通事業法施行令、同五日自動車交通事業法施行規則其の他の命令が公布せられ久しく事業界より待望せられた法律も愈々運轉を開始することとなつた。施行期日に關する勅令は未だ公布せられてゐないが事務當局では之を十月一日と豫定し諸般の

準備を進めてゐる。自動車交通事業法を一の土木行政法規と看て附屬命令中之に關係ある部分を断片的に説明することにしよう。

一 主管廳の決定

自動車運輸事業の主務省如何の問題に關し内務、遞信、鐵道各省を廻つて激烈な主管争議の行なはれたことは左程古いことでもなく餘りにも衆知の事實に屬する。昭和三年官制改正の結果陸運行政が遞信省より鐵道省に移管せられて後自動車運輸事業は所謂陸運に該當するものとして今日迄鐵道大臣の司掌する所となつて來た、が此の主管廳の決定は各省間の理論闘争に對し行政制度審議會が下した形式

的解釋に過ぎず明文上しかく明瞭なりと必ずしも斷言し得なかつたのである。鐵道、軌道に比肩すべき自動車運輸事業を鐵道省官制第一條に規定する「鐵道軌道其の他の陸運」の中に包含するとするのは舊自動車取締令第十二條の規定が自動車交通事業法の制定に迄進展した今日餘りにも姑息な解釋とはねばならぬ。理想よりすれば更に同官制を改正し鐵道軌道の次に自動車運輸事業を特示するを可とする。併し此の方法に依るときは從來當該事業の免許に關し鐵道省より内務省に協議し來つた關係を如何なる方法に依つて明示するかの困難に遭遇する。既に法律の制定せられた今日申し合せとか覺え書とかの手段を弄することは絶對に之を避くべきである。法の施行に關し勅令を制定するの必要を生じたのは主として此の理由に基く。即ち自動車交通事業法施行令は第一條に於て自動車運輸事業に關する主務大臣を鐵道大臣と明定し第二條に於て鐵道大臣より内務大臣に協議すべき場合を列舉した。斯くの如き解決方法が内務、鐵道兩省間の主張に理論的滿足を與へたるか否か

は未だ大に疑問に屬する。併し此の點に關する検討は屢々本誌にも論ぜられた所を繰返すに過ぎず勅令公布の今日餘り效果もないことゝ考へられるので以下單に規定の内容を説明するに止める。先づ施行令第二條第一號は法第四條の規定に依り自動車運輸事業の免許を爲さんとする時は鐵道大臣は内務大臣に協議すべき旨を規定した。協議の理由が自動車運輸事業は普通に一般の道路を路線として經營せらるべきこと及自動車は他の車輛と同じく交通警察權の對象たるべきものなることに依り道路主管廳及一般警察權の首長たる内務大臣の關與を必要とする點に在ることは更に贅言する迄もない。内務大臣は此の協議に應する爲の資料とするべくものなることとし免許申請者及地方長官より左の書類を提出せしめることとなつてゐる。

一 免許申請書及添附書類の副本（自動車交通事業法施行規則第一條第三項及第五條第二項）

免許申請書に添附すべき事業計畫書の記載事項中車輛にて免許申請者及地方長官より左の書類を提出せしめること附ては車臺又は車體の記載を省略することを得るが輛數

並に車輛の寸法及重量は常に記載することを要すと定められたのも右の協議に應する爲の必要に基くものである（規則第二條第一項第一號）。又最近施行せらるべき改正自動車取締令の規定は自動車運輸事業の自動車にも適用せらるべきものであることを注意しなければならない。

二 調査書の寫（規則第五條）

地方長官免許申請書を受附けたときは一般の道路及一般通行の用に供する通路の管理者に對し期限を指定して其の意見を徵することを要し（規則第四條）且其の事業に關し種々の事項を調査して免許の許否に付意見を決定したる上此の調査書及管理者の意見書の寫（期限内に答申なきときは其の旨を記載すること）を内務大臣に提出しなければならない。右道路管理者の意見は單に管理上のものに限定され當該公共團體の經營する軌道、自動車運輸事業等との競争線に當るべきものに關する重大な利害關係に對する意見は排除せられてゐる。又地方長官は通路の管理者に對しても其の意見を聽取することとなつて

ゐるが所謂通路は本來一般交通の用に供するものとして設備されたものではなく事實上一般の通行するものに外ならぬから之を路線とするに付ての管理者の承認は恐らく道路の如く單純なるものでなく、各種の條件が附せらるものと認められる。地方長官の介在することに依つて事業者及管理者間の交渉を進捗せしめ得べき場合もあるであらうが、寧ろ兩者の直接折衝の結果に基く承諾書を免許申請書に添附するの方法を認むる方が總ての點に於て便宜且妥當ではなからうかと思はれる。更に他人の開設する一般自動車道を路線として自動車運輸事業を經營せんとする者ある場合に於て自動車道事業者の意見聽取を要件としなかつたのは頗る片手落の感がある。一般自動車道は本來如何なる自動車をも通行せしむるものとして開設せられたるものなりとは云へ、他人の自動車運輸事業の路線とせらるべき場合と然らざる自動車が單純に通行する場合は自動車道事業者に取つては大なる利害の開きがある。自動車道事業者が自ら自己の一般自動車

道に依りて自動車運輸事業を經營するの利益を封ぜらるゝ恐れあること及他人の自動車運輸事業の經營の爲に貨客が吸收せらるゝ結果一般自動車の通行が減少すること等が之である。自動車道事業は自動車運輸事業を兼營する場合を通常とするとは云へ理論上は右に述べるが如き場合に於て、自動車道事業者の意見を聽取する様規定すべきではなかつたかと思はれる。

鐵道大臣の免許は法第三十五條に基く職權委任規程第一條及第三條に掲ぐる條件の下に或る種の自動車運輸事業に限り地方長官に委任せられてゐる。此の場合に於ては申請者及地方長官は前述の書類を内務大臣に提出することを要しないことは云ふ迄もない。

鐵道大臣の右の協議は普通の免許及路線延長の免許の場合に限り、法第五條に規定する期間更新の免許及其他の許可認可の場合を含まぬことは規定上明瞭であるが、問題は路線の變更(事業計畫の變更)と免許との關係である。即ち實質上兩者の區別が明瞭でない場合があるからである。

或は交通の流動に變更を生ずるが如き場合には免許なりと云ひ或は原則として道路に變更を生ずるときは免許なりと云ふ。併し乍ら交通の流動は運轉系統の如何に依ることあり必ずしも路線に關する免許の問題を生ぜざるのみならず又相當長區間に亘つて道路を變更するも利用者の流れに影響なき場合も在るのである。此の種の區別は申請者の申請形式如何に拘らず鐵道大臣に於て決定すと云ふが如き理論的方法に依るよりは事業者をして路線の採擇を慎重ならしむる爲寧ろ事業者に於ても或る程度迄判断し得るが如き實際的方法に依るを妥當とする。此の見地よりすれば問題の範圍は幾分縮少さるゝこととなり路線の行程又は舊路線よりの距離等に依り施行令第二條の趣旨に沿ふが如き取扱上の標準を一定することを得るものと考へられる。路線變更の場合に於ても地方長官は道路及一般通行の用に供する通路の管理者的意見を徵することを要するは免許申請の場合と同様である(規則第八條第三項)。

免許に條件を附し又は有效期間を指定する場合に於ては

(法第四條第二項、第十一條第一項及規則第六條) 附款附免許として協議せられ、條件の變更に付ては(法第十一條第二項)當初協議の際必要に應じて内務大臣は適當の措置を要求し得るものと解せられる。

公共團體が事業經營者なる場合に於ては特別の必要に依り免許の外更に内務大臣に協議すべき事項が規定せられてゐる(施行令第二條第二號)、法第十條(改善命令)第十一條第三項(他の運送事業者より事業の譲渡又は共同經營等を求められたる場合に於ける實施方法又は收得負擔金額の裁定)第十三條第一項(譲渡の許可)及第十四條(免許の取消及事業の停止)の規定に依る處分を爲さんとするときが之である。譲渡の許可の協議の爲に規則第十九條第四項は公共團體に對し許可申請書の副本を内務大臣に提出すべしと規定してゐる。譲渡の許可は譲渡人及譲受人に對する一括處分であるが故に公共團體が譲渡す場合たると譲受くる場合たるとを問はない。法第十一條第三項の裁定申請書に付ては此の點に關し何等の規定もないが右の趣旨に依り

同様の手續を取るを可とする。公共團體に對し事業の廢止休止又は事業計畫としての運賃の變更を許可又は認可せんとする場合に於て内務大臣に協議することを要せざるものとしたのは明に規定上の不備と云はざるを得ない。

國に於て自動車運輸事業を經營せんとする場合は免許を必要とせぬが、法第三十七條第二項の規定に依つて當該官廳は陸運主管廳たる鐵道大臣に協議しなければならない。從つて道路管理及交通警察の關係に付ても施行令第二條第三號に特別の規定が設けられ、鐵道大臣に於て右の協議に應ぜんとするときは更に内務大臣に協議すべしと定められた。國營自動車運輸事業は想像上は兎も角實際に於ては鐵道大臣の經營する所謂省營バスに限られる。省營バスは當初國有鐵道敷設の代替線とし、鐵道附帶事業として經營せられたに過ぎぬものであつたが昭和七年一月特に官制を改正してより其の第一條に所謂「國營自動車」の進出は頗る積極的となり、全國的に分布する其の豫定路線を見るときは全く省營バス時代を現出したと云ふも過言でない。自動

車交通事業法は一路線一營業主義を標榜するでもなく又既存事業の買収に關する規定をも設けなかつたが故に、之に依つて受くる民間事業者の打撃は或は致命的なるべきも、一面公共事業の公營化の見地よりすれば省營バスの經營は必ずしも之を排斥する理由はない。併し其の宏壯なる規模絶大なる財力及事實上の特權は路政の運用、警察の活動との間に密接な關係を及ぼすのである。従つて施行令第二條第三號の規定は此の間の折衝に資せんとする趣旨をも含んだものであつて、省營バスの經營に當つては事業官廳たる鐵道大臣が監督官廳たる鐵道大臣に協議するものとの理論的前提の下に更に内務大臣に協議すべきものたることは疑いのない所である。此の協議を受けたる内務大臣は其の路線に當る道路の管理者及地方警察権の首長たる地方長官より之に關する意見を徵し、之等を綜合して協議に應すべきや否や及條件を附して之に應すべきや否やを決定することとなる。從來省營バスの經營に當つては鐵道大臣より直接地方廳へ協議し内務大臣には單に通知するに止まつてゐ

たが、施行令第二條の規定よりして國の經營する場合たると然らざる場合とに依つて差異を認むべくでなく結局右の如く決定を見たのである。併し協議の時期に付ては別に規定なく鐵道會議官制第二條第四號の規定に依つて路線の決定に付鐵道會議に諮問したる後たるを妨げぬ。省營バス路線の決定は絶対に秘密を要すとのことであるが、實行直前の協議は却て事業の遂行に支障を來さしむることなきを保し難いが故に、内務當局及地方廳との照覆に付相當時日の餘裕を置く様協議するを可とすると考へる。

協議は總て相手方に於て之に應ぜざるときは條件を附して之に應じたるときは其の権限の發動が拘束せらるゝものであることは述ぶる迄もない所であらう。

自動車道事業に付ても其の主事廳を如何に決定するかに付て内務、鐵道兩省間に相當の爭議が行なはれた。自動車道事業は一般自動車道を開設して有償又は無償で之を専ら自動車の一般交通の用に供する事業であるが故に、内務省官制第一條に規定する土木として道路主管廳の権限に屬す

るものなりや又自動車の交通に當つるものなるが故に陸運にも關係するものなりやが其の爭點であつたのである。然し乍ら鐵道省の提出した自動車道事業法案と、内務省の提出した自動車専用道路法案とが法制局に於て合一せられ自動車交通事業法が成立した際の政治的解決に基いて、理論的根據は之を問はず遂に自動車道事業は内務、鐵道兩省主管と決定さるゝに至つたのである。此の決定に依り軌道の如く内務、鐵道兩省官制に各別之が權限を明定するのも一方法であつたのであるが、自動車運輸事業の主管に付施行勅令を制定したる關係上自動車道事業に付ても亦施行令第一條に此の旨を併記することにしたのである。自動車道事業は自動車運輸事業と兼營さるゝ場合を通常とするとは云へ兩者は法の構成よりするも素々別個の事業として獨立するものであり、一般自動車道が陸運に關係ありとするもの其の理由は甚だ薄弱である。元來一般自動車道なるものは、車道の各種交通物體中最も強大急速なる自動車をして其の機能を充分發揮せしむる爲普通道路より派生して設けられ

た特別道路であり、其の開設は常に普通道路の存在又は良否或は其の交通状態に依據すると同時に、一般自動車道のみを利用する自動車交通なるものは交通經濟上考へ得ざるものなるが故に此の兩者の連絡を圓滑にし、交通の統制を計ると云ふことは全く道路行政の運用其のものに外ならぬとさへ云へるのである。従つて自動車道事業に付ては之が主管廳を内務大臣とし、自動車運輸事業の例と同じく、免許の際鐵道大臣に協議するとする從來の取扱を其の儘明文化するのが正當ではなかつたかと思はれる。併し勅令は至極簡明に、自動車道事業は内務、鐵道兩大臣を以て主管大臣とする旨を規定し、自動車運輸事業と共に永く論争せられた自動車専用道路の主管問題を形式上落着せしめて仕舞つた。此に至つては國政の大局よりして制度の定安を喜ぶと云ふに止むるの外はない。

法第十六條に規定する自動車運輸事業以外の自動車に依る運送事業及第三十二條に規定する一般自動車道以外の自動車の通行する道路を開設して使用料金を徵收する事業に

關する主管廳の問題は施行令には直接明定せられなかつた。従つて之等の事業に付ては各別の勅令に依つて規定せらるゝことゝなる譯であるが前者に付ては既に、鐵道大臣は公益上の必要に依り自動車運輸事業以外の自動車に依る運送事業を禁止制限する外此の種の運送事業に關し必要な事項を定むとする勅令が公布せられた。後者に付ては未だ何等の成案をも得てゐないが一般自動車道以外の道路に付ては當然内務大臣の主管する所に屬するが故に勅令も亦此の趣旨の下に規定せらるゝことゝ思はれる。或は法第三十二條に規定する道路は一般自動車道と同じく所謂私道の範疇に含まるゝものなるが故に、路政當局多年の懸案たる私道の監督取締の爲、公共私道法とでも云ふべきものが制定せらるゝことゝもなれば右の道路も亦當然之に包含せらるゝことゝなるであらう。

尙法第三十三條に依れば同一の一般自動車道に依る自動車運輸事業及自動車道事業の兼營の場合に於ける免許、許可及認可に關しては勅令を以て別段の定を爲すことを得て

規定せられてゐるが、之は手續及書類の重複を避くる事務簡捷の趣旨に出でたるものであつて、假令勅令を以て定むとは云へ兼營事業を以て右兩事業以外の特別事業とする意味ではない。併し此の勅令は未だ制定せられてゐない。實際の取扱に當り右様の目的は達せられるであらうと思はれてゐるからである。

現今我國に於ける自動車道は本來一般自動車を通行せしむる一般自動車道として開設を許可せられたもののみであるが、法第十七條は一般自動車道の外自動車運輸事業者が其の事業用自動車の専用に供する専用自動車道なるものを認め、路線の一部又は全部に之を開設して自動車運輸事業を經營することを可能ならしめた。専用自動車道は特定人の專用に供するものであつて一般交通に開放するものではないが故に一般自動車道とは全く其の性質を異にし、法も亦之を通路と呼んでゐる如く道路ではなく又私道の範疇にも屬しない。本法制定に伴つて土地收用法が改正せられ其の第二條第四號に専用自動車道が加へられたが一般自動車

道に付て觸れなかつたのは之が道路に含まるゝものとして特に規定するの必要を認めなかつたからである。専用自動車道は自動車運輸事業の一設備として開設せらるゝものであるから之が主管廳の問題も別に規定するの要なく鐵道大臣に於て當然之が開設其の他の工事を監督取締ることゝなる譯である。

二 自動車道事業の免許申請

其の他の手續

自動車道事業に關する免許申請其の他の手續は施行規則第二章に規定せられた。内容に於て第一章の自動車運輸事業に關する手續と全く同一の事項を含み重複した嫌がないでもないが、此の點は法自身と同様の形式を踏襲したものに外ならぬ。職權委任に關する規程に付ても同様である。唯自動車道の構造に關する命令のみは法第二十四條及第九條の規定に依つて一般自動車道構造令及專用自動車道設備規程として各別の命令に收められた。

先づ自動車道事業を經營せんとする者は免許申請書に申請者又は其の代理人記名捺印して規則第三十條第一項に掲ぐる書類及圖面を添附し、一般自動車道を開設せんとする地を管轄する地方長官を經由して内務大臣及鐵道大臣宛各通を提出することを要する。兩大臣に各別提出すべしとする規定はないが審査の便宜と事務の簡捷を期する爲軌道の例に同じく申請者の採るべき當然の手續と考へる。一般自動車道が二府縣以上に跨る場合に於ては起點と定むべき地を管轄する地方長官を經由すれば足る。當該地方長官より關係地方長官に商議したる上申請書は大臣に進達される。此の免許申請書の經由手續は其の他の申請書又は届書の提出に付ても同様である。唯、起點所在地を管轄する地方長官を經由すれば足る場合は事件が二府縣以上に關する場合に限る（規則第五十條）。免許申請者は通常の個人たると公共團體、會社若は其の發起人或は組合員たるとを問はぬが只會社の發起人たる場合に於ては、工事施行の認可申請迄に會社を設立して登記簿の謄本を提出すること及發起人の

加入脱退に付ては主務大臣の認可を受くること（此の點は組合員の場合も同様）等が異つてゐることを注意すべきである（法第三十條第三號、規則第三十五條及第三十七條第四號）。発起人又は組合員の加入脱退に關する認可は、地方鐵道、軌道、軌道に付ては昭和四年所謂許可認可事項の廢止に伴つて届出に改められたが當初の處分の時に限り資産信用の程度を審査し事後は事業者の任意交迭を放任するが如き方法の適當ならざるは言ふ迄もなく、自動車道事業に關する限り舊制に復歸した譯である。

免許申請書に添附すべき事業計畫書には規則第三十一條に掲ぐる事項を記載することを要するが、其の内容は法第十八條が豫想した以上に頗る複雑多岐である。斯くて所謂使用料金その他に關する事業計畫とは形式上事業計畫に記載せられたる事項に限定せられ、規則第三十一條に掲ぐる事業計畫書以外の書類及圖面に記入したる事項は事業計畫ではない。又事業計畫は使用料金が其の例とせられてゐる點より看るときは單に當初の計畫のみを指稱するもので

はなくして、事業の存續する限り之に依るべき基準を定めたものと考へなければならない。此の點は地方鐵道、軌道に於ける起業目論見書と大いに其の趣を異にする。従つて一般自動車道の工事が竣工し供用を開始したる後に於ても事業計畫を變更せんとするときは法第二十一條の規定に依り原則として主務大臣の認可を受くることを要する。（尤も主たる事務所の設置地のみは届出を以て足ることとした規則第三十六條第二項）。事業計畫變更の認可申請書には免許申請の際添附したる書類及圖面と對照して變更事項及事由を明載することを要する。

免許を受けたる者は法第十九條の規定に依り主務大臣の指定する期間内に工事方法を定め工事施行の認可を申請することを要するが、其の手續は規則第三十七條以下に規定せられてゐる。所謂工事方法とは第三十九條に掲げられたる事項のみを謂ひ、認可申請書に添附すべき各種の圖面に記載すべき事項と重複したものもあるが（第三十八條）此の點は事業計畫と同様工事方法書に記載したる事項のみを

工事方法とする形式主義に依つた結果である。實測圖を離れて第三十九條第一項に掲ぐる各種の事項を説明することは多少の困難を伴ふことは思はれるが、工事方法の何たるか明示せられたることは監督官廳及事業者に對し大なる利便を與ふるであらうと考へられる。工事方法の變更に付ては規則第四十二條及第四十三條參照。法第二十一條が

事業計畫及工事方法の變更に付主務大臣の認可を受くべしと規定したるに拘らず、施行規則に於て各々に付届出を以て足るとする規定を設くるは違法なりとの見解もある様であるが、之又事業者の利便を考慮したものであつて強ひて反対すべき程の事でもなからうと思はれる。

事業計畫と工事方法とは法の明定する如く別個の事實に屬し、事業計畫書及工事方法書に同一の事項を記載したる場合に於ても之が變更に付ては各別の認可申請を爲すべきを原則とする。併し此の事は徒らに無用の手續を繰返すに過ぎない場合がある爲規則第三十六條第三項には事業計畫變更の手續を省略し得べき場合を規定した。即ち免許を受

けたる後工事施行の認可を受くる迄に於ては事業計畫書に記載したる一般自動車道の延長、有效幅員、道路との連絡關係等を變更せんとするときは認可を受くることを要するが、工事施行の認可を受けたる後に於ては工事方法の變更認可を以て足るのである。

自動車運輸事業の一設備として専用自動車道を開設する場合に於ても、免許を受けたる後更に之に關する工事施行の認可を受くることを要するが其の手續は第一章第十一條以下に規定せられてゐる。形式上多少の相違はあるが内容に於ては一般自動車道の場合と全然同一である。兩者各々の構造に關しても専用自動車道設備規程には性質上の差異に基く數個條の規定を設けたに止り、大部分は一般自動車道構造令の規定を準用してゐる。

自動車道が一般の道路、他の自動車道、一般通行の用に供する通路、鐵道、軌道等と連絡或は交叉する場合に於ける工事の施行に付ては、夫々の法令上の手續を履践するか又は他の事業者と之に關する協定を爲すことを要し且工

事施行の認可申請書に其の許可承認書又は協定の要領を記載したる書面を添附することを要する。但し協定は必ずしも成立したることを要件とせぬ（規則第十二條第一項第五號及第三十九條第一項第十三號）。而して専用自動車道に付ては道路、橋梁、河川、運河等に關する工事竣工せざると

きは特に所管行政廳の承認を受けたる場合の外運輸開始の認可を申請することを得ずとする規定が設けられたるに拘らず（規則第十八條第二項）一般自動車道の供用開始に付斯くの如き制限を設けなかつたのは、自動車道事業は内務、鐵道兩大臣の主管に屬するが故に道路、河川等に付ても鐵道、軌道等に付ても偏せざる監督取締の方法を講ずることを得るものと認められたが爲である。尙自動車道の開設の爲土地の收用又は使用を必要とする場合に於ける事業認定の申請は工事施行の認可を受けたる後なることを要する。

工事の分割施行、工事施行認可申請期間又は工事の着手若は竣工期間の伸長、法第二十八條に規定する各種の場合及事業の休止若は廢止に關する手續は施行規則第四十條、

第四十一條及第四十四條以下に規定せられてゐる。之等に關しては特に説明を要する事項は無く唯、職權委任規定第四條に依つて一定の工事方法の變更と共に地方長官に委任せられたるもののあることを注意すれば足る。

三 一般自動車道の使用料金

及使用方法

本法制定前に於ては自動車専用道路を開設せんとする者は明治四年太政官布告第六四八號「道路橋梁河川港灣等通行錢徵收の件」に依り地方長官の許可を受くることを要しそが使用に付使用料金を徵收する場合に於ては、投下したる資本の元利を銷却し得るだけの期間を許可年限として指定された。太政官布告は交通運輸の施設は國營且無償を原則とする旨を宣明したものと解せられてゐたからである。然るに各種の交通運輸に關する個別法令の制定に伴つて布告の範圍は漸次に縮少せられ、遂に自動車交通事業法は自動車道に付ても之が適用を排除し純然たる營利を目的

とする自動車道の開設を認めて所謂元資銷却主義を放棄したのである。

一般自動車道を開設して自動車の一般交通に對し使用料金を徵收せんとするときは（法は無償のものを認めてゐるが今後に於ても大部分は有償のものであらうと想像される）免許申請の際事業計畫書に之を記載することを要する。其の記載方法に關しては規則第三十三條に詳細な規定があり、均一制、區間制、料制何れに依るも任意であるが、乗用自動車、貨物自動車其の他の自動車に區別することを要する。自動車の定義は自動車取締令の規定に依ること勿論であるが、右の區別は主として利用者の便利を主眼としたものである。然し各種各様の自動車と一般自動車道の構造との關係を考慮し、右の使用料金に更に自動車の重量、構造装置等に依り差等を設くることを認めたる外、専用車の場合と乗客又は貨物を搭載したる場合との使用料金を區別することを可能ならしめた。後者の場合に於ては一人毎に何錢増、何斤毎に何錢増と云ふが如く一人又は單位重量

に對する使用料金を記載することを要する。此の方法を乗車員數制又は積載重量制と云ふ。

使用料金決定の標準に付ては別に規定はないが普通道路の補充的施設としての一般自動車道に於ては、普通道路を通行するに要する経費（ガソリン費、輪滑費、發條軸承の破損、機關部の故障除却に要する費用等）との比較に依る節約額の範圍内に於て定むべきであり、全く獨立存在の價值を有する一般自動車道例へば特種遊覽地を開發するが如きものに於ては單に快適の程度に依りて之を決定すれば足る。何れにするも自動車道事業は一種の射倖的企業に外ならぬが故に一般經濟の原則が料金算定の重要な部分を支配するに相違ないが、一方事實上の獨占を伴ふ企業なるが故に他の交通設備との權衡をも考慮し、免許官廳としては大に料金決定に關與するの必要が認められる。

一般自動車道の使用方法は法第二十四條に基く命令に規定せらるゝこととなるであらうが、此の命令は當分の間制定せらるゝ見込がない。實際に於て改正自動車取締令が自

自動車道に於て運轉する自動車の使用方法に付ても適用せらるゝことゝなつた結果（同令第一條第三項及第五章）之に依りて大體、交通警察上の要求は満さるゝことゝなるばかりでなく、自動車道に關する所謂保育行政の方面よりするも特別の規定を必要とする程の緊急な事項は目下の所認められないからである。唯速度の點に付てのみ何等かの方法を以て法の關心を表明する必要がある爲自動車取締令第五十一條第四項に、個々の自動車道に付其の最高速度を地方長官が定むる旨の規定が設けられた。元來自動車道の生命は其の速度に在るのであるから、構造の完全なるものに付ては自動車の速度も亦無制限又は極度に大とし寧ろ最低速度を制限するを以て理想とするが、此の理想は常に交通上の危険と云ふ見地から何等かの制限を受けなければならぬ。所謂保育と警察との競合である。併し法第二十四條の命令が前者のみを目的とするものではないと同様、自動車取締令の右の規定も亦後者の必要のみに基く規定ではないと考へられる。従つて地方長官が自動車道に於ける最高速度

を定むるに當つては、自動車道の效用を没却せざる様すると同時に交通上の支障の有無を斟酌して高きに過ぎず低きに失せざる限度を選択すべきである。自動車取締令は普通道路に於ける自動車の最高速度を五十糎と定めたが一般自動車道構造令は、勾配、屈曲等の部分に於ける設計に付ても七十五糎を標準として計畫すべき様規定せられてゐるが故に、直線部に於ては更に之以上の速度を可能ならしむる構造となるものと見なければならない。權造令第十九條の規定に依つて事業者が出入口、屈曲部其の他必要な箇所に設置すべき速度制限標は右の範圍内に於て地方長官の定めたる所に依るべきものと解する。

使用方法に關しては最高速度に關する規定が自動車取締令に設けられたに止まるが故に、其の他に關して必要ありと認めたるときは事業者は免許申請の際之を事業計畫書に記載することを要する。併し此の定は事業者と一般自動車道利用者との間に於ける一種の賃貸借又は使用貸借に關する約款に外ならぬものであつて、免許に依つて之に公法的

又は權力的色彩を附與するものではない。従つて交通量の
大なる一般自動車道の開設が増加するに於ては、之が利用
交通を規律する爲法第一二十四條の命令を制定するの必要を
生ずるものと認められる。

使用料金及使用方法は免許申請の際事業計畫書に記載す
ることを要するものとなつてゐるが、一般自動車道は免許
後供用開始に至る迄に數年を要するものなるが故に當初よ
り之が決定を命ずることは事業者にとつては相當苦痛であ
らうと思はれる。使用料金と雖も收支概算書の調整上一應
決定せらるゝとは云へ、供用開始の時に於ては必ず變更を
餘儀なくせらるゝことは通常の事例である。此の點は法第
十八條の規定が少しく嚴格に過ぎたるものと云はざるを得
ない。

○
我國に於ける道路の現況及風光明媚なる國情は自動車道
事業の經營に付有利なる條件を多く提示してゐる。之が開
設出願が年々増加せんとしつゝある此の際、自動車交通事

業法が施行されると云ふことは我國に於ける交通施設の完
備及土木行政の一部門に於ける確立を意味するものであつ
て、關係各者にとつては誠に喜ばしき事柄と云はなければ
ならない。（八、八、十七）

願くば全國民よ最悪なる巧利主義と社會的階級鬭爭
とを止め眞裸體になつて眞の赤子に歸らう、さうして
陛下の御前に行かう、陛下の御前にひざまづこう、經
濟的政治的宗教的混亂せる世相の救濟を念願して止ま
ない、忠君愛國の念は心中捨てんとして捨て得ないも
のがあるとはあながら一被告の豪語でない非常時に際
して全國民の至情であらねばならぬ。だが吾人の行動
は體健着實でなければならぬ夫が日本國民の誇るべき
美質である。歸れ國民よ眞個の美質に歸れ。（ヒサシ）